

FOR TOMORROW

しぶや法人



賀 正

謹んで
新春のお慶びを
申し上げます



4ページに行事日程があります!!

〈正月〉

—菅田渋谷税務署長、長島法人会長：新春対談!!—
—書かない確定申告 マイナンバーカードでe-Tax—

2025.1・2・3
No. **592**
令和7年

新春対談	2
新年のご挨拶	5
事業ア・ラ・カルト	8
介護環境を整えるコツ(同居、別居、施設介護のメリット・デメリット)	12
都税コーナー	14

菅田署長と長島会長の 新春対談

出席者 菅田渋谷税務署署長 長島渋谷法人会会長
(司会) 野口広報委員長 於 渋谷税務署署長室

司会：新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

では、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。菅田署長、続いて長島会長から、まず新年を迎えてのご挨拶を一言いただきますようお願いいたします。

署長：新年明けましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

長島会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、従来から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。毎年、税に関する絵ハガキコンクールの募集及び租税教室など税知識の普及活動に積極的に取り組んでいただいておりますが、昨年は、定額減税への対応のほか、年末調整手続きの電子化をはじめとする業務のデジタル化やALL e-Taxの利用促進に向けた案内などにもご協力いただきましたことに、改めて御礼を申し上げます。

本年も渋谷法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として、ご支援をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長：明けましておめでとうございます。こちらこそよろしくお願い致します。昨年は、元日から能登地方を大きな地震が襲い、さらに夏には洪水被害と、大変な被害に遭われました。一刻も早く普通の生活に戻れることを祈っております。また、東京も備えていかなければと思っております。

さて渋谷法人会としては、本年も税知識の普及の為の様々な研修会や講習会を開催すると同時に社会貢献活動を積極的に進め、また会員間の交流にも注力していきたいと思っておりますので、署からも一層のご支援をお願いしたいと思っております。

司会：菅田署長、長島会長ありがとうございました。

それでは、菅田署長にお聞きします。ご出身はどちらでしょう？

署長：出雲大社のある島根県出雲市大社町になります。出身校である大社高校が昨年夏の甲子園で活躍したおかげで少し有名になりましたが、中学校と高校が1校しかない人口1万6千人程度の自然豊かな小さな町です。高校に進学するまでは、頻繁に海や山に行き、魚介類や山菜、果物を取って遊んでいました。大社町で育ったため、採用は広島国税局になりますが、国税庁勤務を経て、平成25年から東京国税局の職員になりました。

なお、出身である島根県や現在居住している千葉県のほか、北海道、広島県、岡山県、東京都にも居住した経験があります。

会長：では、東京国税局には10年ほどなんですね。過去の署



長さんには、出向等で1、2年沖縄とか宮崎とかに勤務された方はありましたが、そんなに色々なところで勤務された方は初めてですね。

司会：そうですね。様々な税務の職場で色々な体験をされたのですね。

では、7月に渋谷署に赴任して来られて約半年になりますが、渋谷については、何か思い出やイメージはございますか？

署長：着任前は、渋谷スクランブル交差点や原宿表参道のイメージが強く、若者の街であり、SHIBUYA109やヒカリエ、マークシティをはじめ、その時代の最先端の技術が導入された建造物など、特徴的スポットのある流行や文化の発信基地というイメージがありました。

ただ、区内を巡ってみると、駅周辺には若者だけでなく大人が落ち着ける場所もたくさんあるように感じました。区内には代々木公園や明治神宮などの広大な緑地のほか、閑静な住宅街もありますし、非常に多くの外国人観光客が訪れる多様性に富んだ魅力的な「国際都市」であると思います。

会長：ええ、確かに今、東急グループさんを中心に進められている開発は、若者だけでなく、老若男女、そして外国からの人々も集う新しい渋谷の街づくりを…がコンセプトで、現在のところ2027年まで続く予定のようですから、これからどのように変わっていくのか楽しみです。

司会：ご趣味は？

署長：強いてあげるとプロ野球観戦になります。子供が少年野球チームに入っていましたので、昔は高校野球もよく観戦していましたが、現在はプロ野球の観戦が中心で、休日にマリノスタジアムで試合があるときには、よく球場に足を運んでいます。昨年は、神宮球場で青木選手の引退試合も観戦しました。

それからせっかく渋谷税務署に配属になったので、プロバスケのサンロッカーズの試合もできるだけ観戦したいと思っています。

会長：歴代の署長さん、皆さんスポーツがご趣味の方が多いですね。観戦される方もご自分でされるにしても…なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

署長：田舎町に多い公務員一家の家庭で育ったこともあり、学校で案内があった公務員試験を受けたら合格したので、大学に進学するよりも早く自立したいと思って税務職員になりました。税務職を選んだ理由は、国家公務員一般行政職に比べて俸給表が高いことと、県職より先に採用通知が来て書類を提出してしまったという理由によるもので、恥ずかしながら、高い志望動機があった訳ではありません。

司会：高い志望動機があった訳でもないと言われても、日本

で一番多くの職員を抱えている税務署の署長になられたわけですから、採用通知の順番にしても、やはりご縁があったということでしょう。

では、その大きな税務署の署長さんとしては、日々の業務をどのようにマネジメントされていらっしゃるのでしょうか？

署長：組織は人で成り立っていると考えていますので、まずは、プライベートも含め、何でも相談できるような職場環境を作りたいと思っています。また、渋谷税務署は大規模かつ主要署であり、優秀な職員が揃っています。所掌の事務においては、私よりも現状をよく理解し、専門知識が豊富な職員はたくさんいますので、施策の趣旨・目的と取組の方向性について意識共有はしますが、詳細についてはできるだけ口を挟まず任せるようにしています。もちろん、実施方法や経過などについての報告は受けていますし、何かあった時の判断や責任は職責としてありますが、職員が気持ちよくやる気を持って職務を遂行できるよう心掛けています。

司会：信頼の上での適度な放任と適度な管理・報告ということでしょうか。それでも、かなりストレスを感じられることも多いと思いますが、ストレス解消法と言いますか、息抜きはどのようにされていますか？

署長：表現方法には注意を払っていますが、できるだけ言いたいことはその場で吐き出し、ストレスが溜まらないようにしています。また、できるだけ職場の仲間と懇親の機会を設け、楽しい時間を過ごしていますので、あまりストレスを感じることはありません。

ただ、何も考えず美しい景色を眺めながら過ごす時間も好きでして、そこに温泉とお酒があれば最高と思っています。

会長：いいですね。私はゴルフなどで体を動かすのも好きですが、ゆっくり温泉に浸かって、美味しい料理とお酒を楽しむという贅沢な時間を過ごすのもいいですね。

司会：一昨年から、インボイス制度もスタートしましたが、ここまでの状況や、これからはいかがでしょうか？

署長：令和5年の10月にインボイス制度が導入され、1年が経過しました。個人事業者の消費税等の確定申告も含め、渋谷法人会をはじめ関係団体の皆様方のおかげで今のところ大きな混乱もなく、円滑なスタートが切れたのではないかと感じています。今後も、制度の定着に向けて、幅広い事業者のニーズに沿った説明会の開催や個別相談など、個々の課税事業者に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。

司会：渋谷法人会に期待されることは何かございますか？

署長：法人会は企業と社会の健全な発展に大きく貢献されている団体であり、その組織活動を通じて納税道義の高揚や税知識の普及を図られており、国税組織にとって、事業者の皆様方に適正な申告・納税をしていただくために欠かせない役割を果たしていただいています。

その中でも渋谷法人会は、東京法人会の中で最も会員が多く、言い換えると全国の会でもトップランナーとして、長島会長のリーダーシップのもと、各種の取組を牽引していただいています。

国税庁では、税務行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していますが、その目標の中に「事業者の業務のデジタル化の促進」があります。この取り組みについて、

世界をリードする国際都市渋谷から推し進めることにより、ひいては政府の目標でもある地域社会のDXの推進につなげたいと考えていますので、一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

司会：これからの時代変化や税務行政などについて、署長のお考えはいかがでしょうか？

署長：新年とともに、申告所得税や贈与税、個人事業者の消費税等の確定申告期を迎えます。

先ほど、国税庁の取組や地域社会のDXについてお伝えしましたが、渋谷法人会の会員の皆様方をはじめ、従業員や取引先の皆様方を含めたところで、確定申告をされる場合には、ぜひ、e-Tax、できればスマホ申告を利用いただけるよう、周知の方をよろしく願います。

中でも、令和6年分確定申告から、贈与税や一部の消費税、簡易課税又は2割特例を適用される方の申告は、新たにスマホで出来るようになっていきますので、是非ご利用いただきたいと思います。

司会：ありがとうございます。

次は、長島会長に今後の法人会活動について伺いたいと思います。

会長：毎年申し上げていることですが、法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、国の運営に必要な不可欠な税制について健全な提言を行う組織です。是非とも会員の皆様には、コロナを含め様々な感染症も取りざたされているようですので、十二分に気を付けていただきながら、地域の社会貢献について、さらに会員増強とご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと考えております。

またこれも毎年申し上げていることですが、法人会の事業の中で、税務・経営の研修会と並んで、若い世代に税を理解してもらえるような事業を展開することは、本当に大切だと考えております。税金が何に使われているのか、なぜ税金が必要なのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要だと考えています。そのために、各地区でのお祭りの際の税金クイズですとか、青年部会の小学校に出向いての租税教室や女性部会の税の絵はがきコンクールを実施していこうと考えていますので、菅田署長はじめ税務当局の方々にもこれまで以上にご協力下さいますようお願いいたします。

司会：長島会長、ありがとうございます。それでは最後に菅田署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長：本日は、長島会長、野口広報委員長には、貴重なお話を伺うことができました。

公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展並びに会員の皆様にとりまして、新しい年が良き一年となりますよう、心から祈念申し上げます。本日はありがとうございました。

※今回も記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。

対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。（編集担当）

法人会掲示板

2月・3月(4月)実施する主な事業

■ 一般参加可能行事
■ 地域行事

- 2月3日 財務委員会
- 2月4日 社会貢献委員会【午前】／
総務委員会【午後】
- 2月6日 厚生委員会【午前】／
事業研修委員会【午後】
- 2月7日 税制委員会【午前】／
組織委員会【午後】
- 2月7日 8・9ブロック合同バス見学研修会
- 2月14日 源泉研究部会研修会
- 2月18日 常盤松小学校租税教室＜青年部会＞
- 2月18日 東京国税局所管法人セミナー
＜源泉研究部会＞
- 2月19日 税務相談日
- 2月26日 青年部会役員会
- 3月4日 法人税確定申告書の書き方講習会①
- 3月5日 青年部会研修会
- 3月6日 広報委員会
- 3月9日 本町まつり（8ブロック）
- 3月11日 法人税確定申告書の書き方講習会②
- 3月12日 6・7ブロック合同バス見学研修会
- 3月14日 第4回理事会
- 3月18日 法人税確定申告書の書き方講習会③
- 4月16日 税務相談日
- 4月18日 女性部会役員会
- 4月24日 ビジネスマナー研修会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

令和7年度初級簿記講習会開催

- ◆ 日 時 4月8日～6月6日（全15回）
午後3時～5時
※詳細は、同封のチラシをご覧ください
- ◆ 場 所 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0180
- ◆ 講習会費 会員：15,000円／1名（税込）
非会員：25,000円／1名（税込）

初級簿記日程（全15回）
（商工会議所簿記検定3級程度）
4月8日(火)・11日(金)・15日(火)・18日(金)・22日(火)・
25日(金)・
5月9日(金)・13日(火)・16日(金)・20日(火)・23日(金)・
27日(火)・30日(金)・
6月3日(火)・6日(金)



オンライン講習会のご案内

- 3月6日(木)～3月19日(水)『決算整理・決算書作成』と題して配信します。
1回6時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能（詳細：同封チラシ参照）

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和7年2月26日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和7年3月26日(水)、27日(木)
各午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和7年4月23日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。



東京都渋谷都税事務所
所長 大隈 雅英

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、長島会長をはじめ会員の皆様方には、東京都の税務行政に深いご理解と多大なご支援を賜り、心より感謝申し上げます。とりわけ、都税の納期内納税やキャッシュレス納税の推進につきまして、本誌へ繰り返し記事を掲載いただくなど、会を挙げて広報・普及活動にご協力賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、我が国は、少子高齢化と人口減少、大規模地震や激甚化する風水害等の自然災害、国際競争力の低下、物価高騰の長期化などの課題に直面しております。

こうした中、東京都では、切れ目のない子育て支援のほか、災害対策の強化、物価高騰に苦しむ都民・事業者への支援など、生活基盤を揺るがす様々なリスクから都民の命と生活、企業活動を守り抜くため、ハード・ソフト両面において様々な施策を展開しております。

言うまでもなく、これらの施策の実施には、財源となる都税収入の安定的確保が不可欠です。渋谷都税事務所では、これまで同様、都民・事業者の皆様に寄り添った対応に努めつつ、適正で公平な課税・徴収を行うことで、その責務を果たして参ります。

また、東京都主税局では、本年も引き続き、キャッシュレス納税を推奨して参ります。2030年のキャッシュレス納税比率70%を目指し、弊所でも積極的なPRを展開して参りますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人渋谷法人会の皆様にとって良い一年となりますようお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いいたします (順不同・敬称略)

会長 長島 祐司
副会長 新居 常男
副会長 渡辺 博
副会長 野口 アキラ
副会長 雨宮 孝幸
副会長 松井 美千代
副会長 遠藤 久介
副会長 増田 泰雄
副会長 村田 曉宣
副会長 名和 玲子
常任理事 新村 俊三
常任理事 並木 宏道
常任理事 小林 英雄
常任理事 伊藤 一三
常任理事 梅原 伸二郎
常任理事 萩 英夫
常任理事 飯 島 良臣

常任理事 光山 和徳
常任理事 細川 信和
常任理事 海老名 孝彰
理事・源泉部会長 西村 浩彰
理事・青年部会長 鈴木 大輔
理事・女性部会長 北島 アキ子
理事 佐藤 正人
理事 橘 輝雄
理事 富澤 龍雄
理事 松本 芳枝
理事 二渡 永八郎
理事 小野木 邦夫
理事 石井 謙次
理事 朝倉 健吾
理事 海老澤 希衣子
理事 北 節子
理事 水野 清

理事 米田 直樹
理事 名取 政俊
理事 近藤 芳則
理事 藤木 伸欣
理事 榊原 一弘
理事 中田 啓一
理事 森 博明
理事 大竹 和之
理事 山田 英治
理事 脇田 茂久
理事 有馬 清種
理事 川島 利雄
理事 松崎 宏忠
理事 藤野 宏忠
理事 大久保 一成
理事 長塚 徳男
理事 福田 晴夫

理事 中村 浩士
理事 福田 勝則
理事 秋元 浩光
理事 天野 長光
理事 安藤 一郎
理事 安原 喜一郎
理事 瀧島 聡
理事 村田 茂
理事 阿部 英博
理事 太田 幹人
理事 羽根田 晴
理事 早川 千秋
理事 松本 ルキ
監事 黒澤 公博
監事 福井 恒夫

新年のご挨拶

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

この社会あなたの税がいきている

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ マイナンバーカード読取対応の**スマホ**
(又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードの**パスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、**
申告書の作成・e-Tax送信が
できるようになります！
- 利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



申告に困ったときは

- ▶ **動画で見る確定申告**
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



- ▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから
選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

R6.8

法人会
事業
アラカルト

令和7年の 新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月10日(金)午後5時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて、新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長 菅田様を始め、各界の代表25名の方々をご来賓にお迎えし、会員(120名)とともに新春を寿いだ。

まず長島会長の年頭の挨拶に続き、菅田渋谷税務署長、大隈東京都渋谷都税事務所長、長谷部渋谷区長、そして友誼団体を代表して、東京税理士会渋谷支部の山崎支部長よりご挨拶をいただいた。

その後、前号にてお知らせした令和6年度納税功労表彰を受けられた方々をご披露し、記念品を授与した。



新年賀詞交歓会



長島会長挨拶



菅田渋谷税務署長
挨拶



大隈渋谷都税事務所長
挨拶



長谷部区長挨拶



山崎東京税理士会
渋谷支部長挨拶



乾杯
柳田顧問

続いて柳田顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



令和6年度納税表彰受表彰者記念品授与

第46回経営税務学校を開催

国税庁では、毎年11月11日から17日を『税を考える週間』として、税について考えてもらい、知ってもらうための期間を設けている。

渋谷法人会では、この税を考える週間の協賛行事として第46回「経営税務学校」を11月20日(水)、渋谷エクセルホテルに於いて開催した。

第1部は、渋谷税務署 菅田進署長に『財政の現状』と題して講演いただいた。

続いて第2部は、大阪大学特別招聘教授・経済評論家の岡田 晃氏に『揺れ動く国際情勢と混迷する政治－それでも日本経済は復活する！』と題して、講演いただいた。出席者は38名。



第1講座講師
菅田渋谷税務署長



第2講座講師
岡田 晃氏



長島会長挨拶



経営税務学校

税制改正(法人事業税・都民税)・ eLTAX等説明会を開催

去る11月22日(金)渋谷法人会館において、午後2時から3時まで令和6年度税制改正(法人事業税・都民税)eLTAX(エルタックス:地方税電子申告)等説明会を開催した。

正しい税知識を学ぼう

まず、宮澤総務課長代理からご挨拶があり、続いて事業税課の今野主事より法人事業税・法人住民税の令和6年度税制改正とeLTAXのID取得から電子申告についての説明があった。

次に徴収課徴収管理班の星野主事より、eLTAX（電子納税）・その他キャッシュレス納税についての説明があった。出席者は20名。



講師
今野碧氏（税制改正）



講師
星野有紀氏（eLTAX）



税制改正eLTAX等説明会

令和6年度第3回理事会を開催

去る12月11日（水）午後3時から、渋谷法人会館3F研修室において、今年度第3回理事会を開催した。

長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署 安部副署長にご挨拶をいただき、議案審議に入った。審議は新会員の承認、事業の経過報告をし、会員増強を始め、今後の事業の進め方を検討した。



長島会長挨拶



安部副署長挨拶



第3回理事会

ブロックだより

“フェスタはらじゅく”に参加

第11ブロック（海老名ブロック長）

去る12月8日（日）第11ブロックでは昨年に引き続き、神宮前小学校で開催されている“フェスタはらじゅく”

に参加した。

当日は、子供だけが参加できるスタンプラリーの中継点の1つとして参加。今年も昨年に続き、主催のPTA委員会から、紙ゴミを出さないようにしてほしいの要請があったので、子ども用と大人用の税金クイズと景品を予め袋に入れ、持って帰って、家族で勉強してもらったようにした。



フェスタ原宿

第10ブロック見学研修会

新国立競技場見学

第10ブロックは、去る12月10日（火）2020年開催予定で、コロナ感染拡大のため、2021年に開催された東京オリンピックのために建て替えられた新国立競技場を見学した。元々この日は、ブロック役員会の開催を予定していたが、なかなか見学予約の取れない競技場が、急遽見学出来ることになったため、取り合えず役員と、声かけ可能な方にご連絡して、役員会前に見学することになった。



オリンピック開会式出場直前控室

今回は急な話で、一般会員の方々にご案内出来なかつたが、今後

機会とご希望があれば、検討したいと思っています。



第10ブロック見学研修会

部会だより

食品ロス問題講演会を開催

渋谷法人会女性部会では、全国的に食品ロスの削減に取り組んでおり、去る11月19日（火）南平台のセブンローバーにおいて、料理研究家・食品ロス削減アドバ

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

イザー・防災士でもある島本 美由紀氏を講師にお迎えし、家庭でできる食品ロス削減と地震、災害に備える防災のアイデアについてアドバイスいただいた。出席者38名。



北川部会長挨拶



講師
島本美由紀氏



食品ロス問題講演会

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第13回税の絵はがきコンクール”表彰式を、昨年度に続いて納貯連主催の“書写”“作文”、間税会主



菅田渋谷税務署長挨拶

催の“税の標語コンクール”と一緒に、12月4日(水)渋谷税務署7F大会議室において開催した。

絵はがき部門では、渋谷税務署長賞、東京都渋谷都税事務所長賞、渋谷区長賞、渋谷法人会長賞、渋谷法人会女性部会長賞、サンロッカーズ賞を受賞した生徒一人一人にそれぞれの



渋谷税務署長賞受賞者



絵はがき部門受賞者

長から授与した。また、その他の受賞者、参加賞を各小学校に後日届けた。

また、今年度の絵はがきコンクールの受賞者の作品は既報通り、桜丘町の大和田ホールの『ギャラリー大和田』『渋谷区役所』『渋谷税務署』に展示した。

『租税教室』を開催(神南小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということを学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会では、去る12月7日(土)神南小学校で6年生を対象に3クラスを2つに分けて開催した。出席者は合計90名。



神南小学校租税教室

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、去る12月9日(月)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を開催した。会員の方々の関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるため、毎年2・3回開催している。今回は、初めて定員割れになった。

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後倒れている人への声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。休憩を挟んで、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。出席者は20名。



救急救命講習会(座学)



救急救命講習会(実践)

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

令和6年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)奥田	奥田 聡美	広尾1-11-2	5793-3211	不動産業
4	(株)キースパートナーズ	西谷 英成	道玄坂1-2-3	4567-6213	不動産業
4	(株)アフト	坂出 正樹	南平台町1-9	6433-7814	不動産業・ホテル業
11	(有)SMIエンターテインメント	木戸口 章	神宮前5-25-4	6805-1546	音楽スポーツイベント企画・制作・運営

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和6年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
3	BROOKLYN DESIGN(株)	高崎 省吾	渋谷1-3-18	4400-0938	建設業
3	(株)bento cycle	野澤 和泉	渋谷2-19-19	5050-4732	コンサルティング
3	(株)プロモ・ラボ	富樫 香織	渋谷3-27-4	6416-1787	インターネット広告代理業
4	北辰鋳業(株)	齋藤 浩子	桜丘町22-20-501	3496-6488	不動産管理
6	Mocha Design	岡 美千瑠	西原3-1-4		コンサルタント業
6	(株)司馬	吉田 俊明	西原3-29-8	5452-1553	不動産
8	(有)江平工務店	江平 太一	本町1-25-3		建設業
10	(株)リアルゲイト	岩本 裕	千駄ヶ谷3-51-10-3F	6840-3904	不動産業
区外	翔栄法務司法書士事務所	山内 伸治	世田谷区北沢4-26-1	5452-0885	司法書士

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コ・ラ・ム

フリーランスライター

藤木 順平

大化1381年ってなに？

2025年が「昭和100年」なのはご承知のとおり。なかには昭和元年が1926年だから2025年が昭和100年じゃないの？と思った人も…。ところがさにあらず。人間の赤ちゃんは生まれた年は0歳だから、年月日の引き算で満年齢がはじき出されるが、元号は生まれた年（元年）は1歳（1年）なのである。学校で習った「植木算」みたいなやつが関係してくるのかしないのか、よくわからない。説明終わり！

「昭和100年、それがどうした？」と言われたらそれまでだが、明治100年（昭和43年・1968年）には「100周年記念行事」が盛大に行われた。だから、来年あたりに周年祭があるかも知れず、それを狙ったス界（しかい）のお歴々は胸算用に精を出していることだろう。

2025年（令和7年）は、平成37年、大正114年、明治158年にもあたり、さらにどんどんさかのぼって最初の元号といわれる「大化」だと、なんと大化1381年である。「2025年問題」をご存じか。さまざまな情報が和暦でインプットされたコンピューターでは、かつての2000年問題と同様、末尾「00年」の勘違いによるシステムエラーが懸念されている。大化がどうだとかバカ言っている場合じゃない（バカを言っているのは筆者だけ？）。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

メールアドレスを登録しよう

介護環境を整えるコツ (同居、別居、施設介護のメリット・デメリット)

「介護」と聞くと、要介護者と同居してサポートをし、それが難しくなったら施設に入居するという印象があるかもしれません。

介護環境の選択肢は様々です。家族に介護が必要になった場合、同じ住まいで一緒に暮らしながら介護する「同居介護」と、別居して介護する「別居介護」があります。別居介護では、要介護者の住まいに介護者自身が通うケースと施設に入居するケースがあります。

「一緒に暮らさないのは親不孝なのではないか」「施設入居は家族の責任を放棄しているのではないかと」、悩まれる方は非常に多いです。しかし、離れた場所に住んでいても、ご近所付き合いや介護スタッフなどのサポートを得ながら、最期まで一人暮らしを続けられたというケースはあります。また、施設に入居したからといって、介護と全く無縁になるわけではありません。施設と自宅をフレキシブルに利用しながら暮らす要介護者もいます。

介護は長期化することが多いです。介護者自身の生活と健康を犠牲にした介護は必ず破綻します。介護のケースは千差万別で、何がベストだと言い切ることはできませんが、家族だけで全てを背負おうとせず、介護サービスや地域の人間関係も活用しながら介護環境を整えていく視点を持ちましょう。

次に「同居介護」「別居介護」「施設入居」のメリットとデメリットをお伝えします。

まず、同居介護のメリットとデメリットです。

同居介護のメリットは、要介護者の変化に気づきやすく、深夜や早朝、緊急時に迅速な対応ができることです。ケアマネージャーや介護サービスのスタッフと直接情報交換する機会も多いです。また、要介護者と介護者の住所が同じなので、行政手続きがスムーズに進みます。

同居介護のデメリットは、介護保険サービスの利用に制限があることと、介護者にとっては、自宅が「介護の場」となり、休息する時間と場所を失うことです。介護トラブルの多くが深夜早朝に発生するため、家族だけで対処しなければならないことも多いです。一緒に過ごす時間が長いと心理的距離が近づき過ぎて、相手への不平、不満が募ることも起きます。家族であっても生活スタイルや価値観は異なります。介護のために同居を始めたケースでは、過ごし方の差がストレスや負担に感じることもあります。要介護者からの暴言や暴力に晒されるなど、予想外のトラブルが起きることも考慮する必要があります。

続いて、別居介護のメリットとデメリットです。

別居介護の最大のメリットは、介護者が、介護から物理的にも心理的にも距離を置くことができ、実質的な負担が軽減することです。要介護度に応じて、家事サービスなどの生活支援サービスをフル活用できます。

別居介護のデメリットは、介護者の移動による時間的・経済的負担が大きいことです。遠距離はもちろん、近距離での移動も頻度が増すと負担が大きくなります。行政手続きも煩雑です。同居していない家族が、介護保険や事務手続きの代行をする際は、委任状や親族関係を証明する書類を求められます。要介護者宛の書類などを、その都度、受け取りに行かないといけません。書類を求められ介護者の状態の

変化や急変時など、緊急時の対処もしにくいです。介護サービスの利用状況や状態を確認する機会が減り、本人や介護スタッフとのミスコミュニケーションのリスクが高まります。

最後に、別居介護の選択肢の一つである施設入居のメリットとデメリットです。

施設入居のメリットは、介護に適した住環境が整っていること、本人の状態に合わせた食事や健康管理が行われ、急変時の対応も可能なことです。介護そのものの物理的な負担がなくなります。

施設入居のデメリットは、入居費用がかかることと、自由な面会や外出に制限があることです。行政手続きや通院など、これまで通り、家族がサポートしなければならない場面もあります。

ある方の経験ですが、その方の祖母は、在宅介護中に月に何度も救急搬送されていました。ところが、サービス付き高齢者住宅へ入居した後、体調や精神状態が劇的に改善しました。狭い自宅から、歩行器で自由に歩き回れる施設で生活するようになって、在宅介護中よりも元気になった例もあります。

最近では、自宅へ戻るためのリハビリに特化した施設など、様々な特色を持つ施設もあります。介護者と要介護者の状態に応じて、適切な介護環境を整える手段の一つとして、施設は強い味方でしょう。もちろん、環境が変わることで、一時的に体調や精神状態が不安定になることもあります。施設スタッフと相談しながら、介護方法や家族の関わり方を工夫して、落ち着きを取り戻すケースは多いものです。

施設には、特別養護老人ホームや老人保健施設などの「公的施設」と、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームなどの「民間施設」があります。施設の種類のついては、またの機会でお伝えする予定です。

今回のまとめです。

介護には、「同居介護」と「別居介護」があり、別居介護の選択肢のひとつとして、「施設入居」があります。

【同居介護】

メリット：要介護者の状態の変化に対応しやすいこと

デメリット：介護者自身が休息する時間が取れないこと

【別居介護】

メリット：介護者が介護から物理的に離れる時間が取れること

デメリット：急変時の対応が難しいこと、移動による負担が大きいこと

【別居介護】

メリット：生活環境が整い、実質的な介護負担がなくなること

デメリット：入居費用がかかること、自由な面会や外出に制限があること

介護は長期化する可能性が高いです。要介護者の年齢や病状の変化、介護者自身の状況の変化などによって、環境を調整しなければならないタイミングが訪れます。施設入居した後、状況が変わって在宅介護へ切り替えることもあるでしょう。完璧な介護環境を一度で確立しようと焦らず、ケアマネージャーと協力して段階的に進めていきましょう。

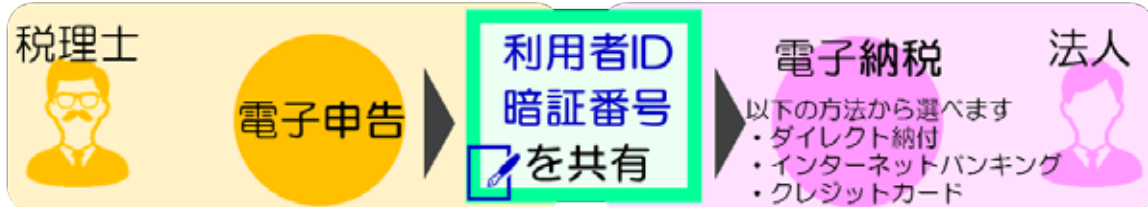


【東京都主税局】 eLTAX電子納税のご案内

「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、
利用者IDと暗証番号を共有いただければ、
ダイレクト納付など**法人側で簡単に電子納税ができます！**

詳しくは、こちら⇒



【お問合せ先】 東京都主税局徴収部徴収指導課 TEL（直通）：03-5388-2984

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。
お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。



◆**自動車を譲渡したとき**：令和7年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

★移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆**廃車等で自動車を使わなくなったとき**：令和7年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

★抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。）



国土交通省ウェブサイト
（自動車検査登録総合ポータルサイト）

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税種別割に関する納税証明（次頁表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。次頁表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの） ②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限ります。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

都税の納付はキャッシュレスで

証明の種類		申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと のないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- おうちで今、納付できます！
- スマホ決済アプリで納税通知書等の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
 - eL-QRのない納税通知書等については、上記の方法で納付できません。
- 詳細は、主税局HPをご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。
 ※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることでも納付できます。
 利用できるスマホ決済アプリは主税局HPをご覧ください。
 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

しぶや法人No.591
数独パズル●解答

解答 $6 + 9 = 15$

1	8	3	7	9	4	5	2	6
7	4	6	5	2	1	8	3	9
9	2	5	8	3	6	7	4	1
5	6	7	2	8	3	1	9	4
3	9	2	4	1	5	6	8	7
8	1	4	9	6	7	3	5	2
2	5	1	3	7	9	4	6	8
6	3	8	1	4	2	9	7	5
4	7	9	6	5	8	2	1	3

●当選者

しぶや法人No.591の“数独パズル”にご応募いただきありがとうございます。

幡ヶ谷 板橋様
 恵比寿南 野口様
 道玄坂 山本様
 広尾 岩崎様
 円山町 石井様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
 e-mail：info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX：3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和7年2月28日（消印有効）とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※数独パズルと熟語パズルを交互に掲載いたします。

パズル・熟語づくり

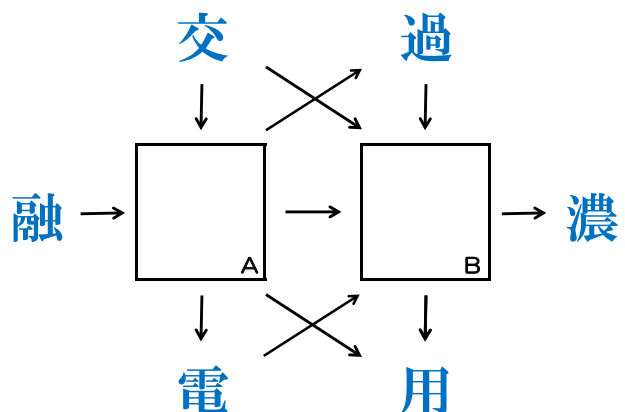
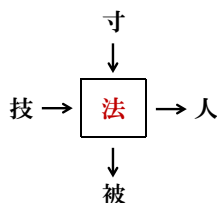
提供：(株)ニコリ

問題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、
A・Bにあてはまる漢字を書きましょう

例題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、
□にあてはまる漢字を書きましょう





パラパラ漫画
動画
配信中!



『葬儀』の制度が
あるなんて
知らなかった!

もしもの前に今から考える

実家の整理って
大変!

どこからはじめる?

家族のための 終活支援

 公益社団法人 渋谷法人会
福利厚生

相続って大変?
結局何をすれば
いいの?

当会は会員企業と会員企業従業員の福利厚生として、
葬儀を中心とした終活支援のサービスを導入しています。



全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」



BEST FUNERAL 500
GOSHUKI SERVICE NETWORK

葬儀支援サービス



家族のための

生前整理・遺品整理



家族のための

相続手続



家族のための

不動産売却

ご依頼・お問合せ: 全国儀式サービスコールセンター

万一の時は
まずは
お電話ください。

葬儀支援サービス



0120-421-493

遺品整理、相続、不動産売却



0120-204-122

相談無料
24時間・365日対応

ホームページ

